（欠格事由）

第八条　地域センターは、法第三十八条第六項の規定に違反して罰金の刑に処せられ、その執行を終わった日から起算して二年を経過していない者を同条第二項第二号、第三号又は第六号（同項第二号又は第三号に附帯する事業に係る部分に限る。）の規定による事業に従事させてはならない。

（都道府県知事等への報告等）

第九条　地域センターは、毎年度の事業開始前に、事業計画書及び収支予算書を都道府県知事等に提出しなければならない。ただし、最初の事業年度においては、法第三十八条第一項の規定により地域センターとしての指定を受けた日以後遅滞なく提出するものとする。

2・3　（略）

（全国地球温暖化防止活動推進センターへの準用規定）

第十条　第六条の規定は法第三十九条第一項の規定による全国地球温暖化防止活動推進センターの指定を受けようとする法人について、第七条及び前条の規定は全国地球温暖化防止活動推進センターについて準用する。この場合において、第六条第一項中「都道府県知事又は指定都市等の長（以下「都道府県知事等」という。）」とあるのは「環境大臣」と、同条第二項第四号中「法第三十八条第二項各号」とあるのは「法第三十九条第二項各号」と、第七条中「都道府県知事等」とあるのは「環境大臣」と、前条第一項中「都道府県知事等」とあるのは「環境大臣」と、「法第三十八条第一項」とあるのは「法第三十九条第一項」と、同条第二項中「都道府県知事等」とあるのは「環境大臣」と、同条第三項中「都道府県知事及び指定都市等の長」とあるのは「環境大臣」と読み替えるものとする。

（環境省組織規則の一部改正）

第二条　環境省組織規則（平成十三年環境省令第一号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定は、当該規定全体を改正後欄に掲げるもののように改める。

改正後	改正前
（市場メカニズム室及びフロン対策室並びに調整官）	（市場メカニズム室及びフロン対策室並びに調整官）
第十三条　（略）	**第十三条**　（略）
2　（略）	2　（略）
一　気候変動に関する国際連合枠組条約の京都議定書第十二条1に規定する低排出型の開発の制度に関する企画及び立案に関すること。	一　気候変動に関する国際連合枠組条約の京都議定書（以下この号において「京都議定書」という。）第六条1に規定する事業、京都議定書第十二条1に規定する低排出型の開発の制度及び京都議定書第十七条に規定する排出量取引を活用するための制度に関する企画及び立案に関すること。
二　地球温暖化対策の推進に関する法律第四十三条第一項の割当量口座簿の管理に関すること。	二　地球温暖化対策の推進に関する法律第二十九条第一項の割当量口座簿の管理に関すること。
三　（略）	三　（略）
3～5　（略）	3～5　（略）

附　則

この省令は、公布の日から施行する。